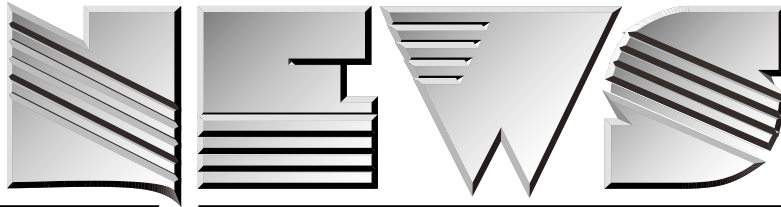




いのち
やれこい
#ちんぱり



号外

vol.12

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0016 東京都新宿区信濃町10 Tel.03-3350-6440

法律を使う

その時代に生きる、すべての人々のために
法律が作られて、守られて、行なわれる...

法律を威圧的に使うことを避けながら、必要だからこそ作られた法律を、動物たちのために役立つように行うためにも、上手に使いたいと思うのです。

ポスター看板を設置して、動物の法律をお知らせしました。

地域行政の愛護動物担当と連絡をとりながら、警察に捨てねこ違反の情報を伝え、ポスター看板の掲出を依頼しました。

普通に法律を使うと、捨てねこ違反は罰金30万円という大きな犯罪です。今年改正公布された動物愛護管理法では、罰金が50万円とさらに大きく引き上げられる予定です。(施行は公布から1年以内)

遺棄されたねこは、事件の証拠です。法令を順守すると、原則として地域行政や警察の一時的な占有物と考えられます。

事件解決まで行政などが、ねこを適切に保護や管理し占有するという考えのもとで、その方式に市民も一緒に協力しながら、捨てねこ犯罪の撲滅を目指します。

お知らせ文のアイデアを求められた市民は、右の見本を参考に、ポスター看板の文章を作りました。

写真(1) 公共的な施設の庭園です。市民有志のお知らせ文を警察に提案し、地域の自治会長と、施設館長の3者連名で、設置しました。

写真(2) 市民有志のアイデアを元に、警察や行政の愛護動物担当のほか、公園を管理するセクションとも時間をかけて情報の交換を行いました。

看板の資材提供や設置作業の役割分担は、公園管理のセクションです。

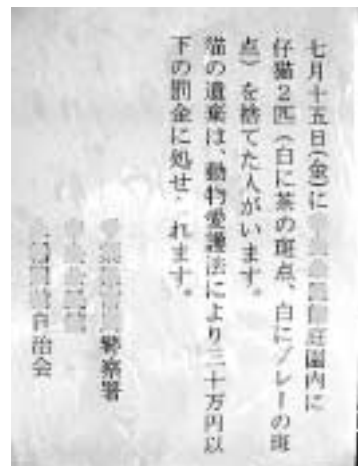
どちらのケースでも、行政や警察に事件の解決までねこの保護や管理を行う仕組みのないときは、市民有志に協力を依頼されることが多いです。



写真(2) 実際の写真から、文面の一部を伏せ字加工しました。

目撃情報をお寄せください。
 事件名 愛護動物遺棄/捨てねこ違反・不法侵入
 日時 ○月○日 午前三時~午前七時頃
 概要 段ボール箱で、成ねこ、仔ねこ多数頭を運び込み、遺棄した疑い。
 情報連絡先電話 ○○○○○○0110
 ○○警察署動物愛護管理法執行係
 ○○区愛護動物所管

写真(1) 実際の写真から、文面の一部を伏せ字加工しました。



主務所管に、法律を聞きました。

ねこの駆除事業と法律の関係についてのことから、国の主務所管にお尋ねしたAWN連絡会の、メールマガジン掲載情報です。

メルマガ購読は...<http://www.dobutu.net>

- 1) 人の環境にいる、所有者あるいは占有者の特定できないねこを、依頼により、捕獲用具を使用し、保管の後、当該地より排除あるいは駆除、もしくは遺棄の処分を行う事業は、動物取扱業が否か。
- 2) (1)の行為は、事業とするしないに関わらず、愛護動物に係る法令等の順守行為が否か。
- 3) (1)の態様による行為により保管されたねこは、愛護動物に係る法令等により、都道府県等の引取らなければならないねこに該当するねこか否か。
- 4) (1)の態様による行為は、愛護動物に係る法令等のほか、狩猟鳥獣や用具に係る法令、あるいは環境の保全に係る法令、生物多様性に係る法令等を勘案した際の、法令順守の行為なのか否か。
- 5) (1)の態様により保管する者が、捕獲用具等によりねこを傷つけ、あるいは衰弱させ、又は殺した場合、もしくは遺棄した場合、愛護動物に係る法令等の可罰的違法行為に該当するの否か。

聞き取りで教えていただいたお答えに近い要旨に添って書き止めました。

【所感】は、お答えに基づいた見解で、答えそのものと異なります。

各項目の下段 印は、排除や駆除や遺棄の処分を行う事業を「地域行政の関係した、市民による駆除行動」などに置き換えたときを含む見解で、答えそのものではありません。

- 1) の答え 動物愛護法・改正新法施行後は「保管」を動物取扱業と判断される場合がないとはいえない。

動物愛護管理法に、駆除や排除の条項はない。

【所感】動物取扱業にも、例えば適正な終生飼養などやそのほか動物愛護法本法の責務は適用されますから、立法の精神にかんがみて、ねこの駆除事業はないものと判断されます。

「事業」を「市民に実行を促す、行政などの指導」などと置き換えても、(1)のお答えの遵用ができます。

- 2) の答え 事態、態様により行政裁量権に配慮される場合もあり、画一的な判断は困難。

【所感】画一的な判断の除外は、捕獲の態様等が、ねこのTNRプログラム（保護・手術・返還）の実行等において、法令順守の裁量権を行使する場合などと思われれます。

お役所が、ねこの駆除や排除の目的から、捕獲用具を持ち、貸し出すとき、法令を順守すると極めて実行困難の措置です。但し、手術後返還するTNRプログラムを除きます。

ねこのTNRプログラムやそのほかの、通称地域

ねこプラン等の実行については、お役所が、数十年もの長期に渡り、飼い主や取扱う者に対して、法に準拠した、ねこの保護及び管理に関する適切な措置を行っていない結果、野良ねこを発生させた、行政不作為からの改善計画を含みます。

- 3) の答え 原則は、引取らないとする認識。

自治体裁量権に係る引取らない実態の全面的な否定が、国の所管ではできていないのも現実。

【所感】犬及びねこの引取りの判断は、議会付帯決議より、「飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるもの」ですから、「引取らなければならない」に該当すると判断するのは極めて困難です。

前もって駆除を目的にして捕獲した愛護動物のねこを、お役所が引取る際に、立法の精神に準拠する根拠法がありません。

- 4) の答え (1)と同様で、動物愛護法に、ねこの捕獲駆除の項目はない。

そのほかの法令主務所管に係る案件に、愛護動物所管だけでは回答困難。

【所感】人の住環境のねこは、一義的に愛護動物とされますから、駆除を法令順守の行為とするのは極めて困難です。

人の住環境のねこに「ノネコ」の定義をあてはめられませんから、他の法令でも直接的な駆除措置ができません。

- 5) の答え 態様などにより、可罰的違法行為（罰則のある法令違反）と判断される場合もある。

【所感】一時的に保管する場合にも、保管する者は適正な終生飼養の責務を負います。

一時的に保管した者が、ねこの一生の飼養を条件にした譲り渡し先を、極めて強く他者に求める場合には、譲り受けを強いられる者の生活財産権利などを侵す恐れもあります。

法令違反と判断されるとき、お役所の該当事項の指導は、違法行為者に手を貸した（ほう助）と見られてしまいます。また、成長したのらねこの譲り渡しは、極めて困難であり、非現実的です。

【所感・総合】動物愛護管理法の立法の精神に準拠し、動物が命あるとかがみて思い行う者の、思いや行いも、法令順守によりかばい守られる、とする判断や意見もあります。

すごく大切なことは、法令順守の中で、所有者や占有者の判明しない愛護動物のねこへ、駆除や排除に代る措置があり、行われていることです。